

福祉文教常任委員会協議会会議録

1 開会日	平成30年1月25日	午前10時00分 開会 午後 1時53分 閉会
2 場 所	第1委員会室	
3 出席委員	片野哲生委員長 竹内恵美子委員 玉虫志保実委員	三澤龍夫副委員長 奥津勝子委員 渡辺順子委員 関 威國議長
4 傍聴議員	清田文雄議員 坂田よう子議員	高橋英俊議員 鈴木京子議員 二宮加寿子議員 柴崎 茂 議員
5 説明員	中崎町長 森田参事(政策担当) 杉山町民課長 植地福祉課長 片野高齢福祉係長 瀬戸子育て支援課長 宮代学校教育課長 齋藤総務課長	栗原副町長 野島教育長 佐野町民福祉部長 仲手川教育部長 高尻町民課副課長兼保険年金係長 小林福祉課副課長兼障がい福祉係長 田中保育園・幼稚園係長 山口学校教育課副課長兼教育指導係長
6 職務のため出席した職員	局長 大槻 直行 書記 波多野昭雄	
7 協議等の事項	<p>(1) 平成30年度大磯町国民健康保険財政の基盤強化を図るための諮問についての答申等について</p> <p>(2) 後期高齢者医療制度の改正について</p> <p>(3) 大磯町障がい者福祉計画（第2次障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画）（案）について</p> <p>(4) 第七期大磯町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）（介護保険条例の見直し）について</p> <p>(5) 大磯町教育研究所の移転について</p> <p>(6) 公私連携幼保連携型認定こども園サンキッズ国府の整備について</p> <p>(7) 大磯町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について</p> <p>(8) 「大磯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の一部改正について</p> <p>(9) 「大磯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の一部改正について</p> <p>(10) 「大磯町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の一部改正について</p> <p>(11) その他</p>	
8 その他	一般傍聴 なし	

(午前 10時00分) 開会

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 それでは、皆さん、おはようございます。まあきょうは特別に寒い日で、あしたまで続くみたいでございます。

(発言する者あり)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 ただいまの出席委員は6名です。3番・吉川重雄委員は体調不良により欠席の届け出がなされております。定足数に達しておりますので、これより福祉文教常任委員会協議会を開会いたします。

初めに、町側から挨拶をお願いいたします。

○町長【中崎久雄君】 おはようございます。福祉文教常任委員会の協議会をお開きいただきまして、ありがとうございます。

今、委員長から非常に寒い、マイナス4度だったそうでありますが、皆さん、ありがとうございます。きょうは非常にたくさんお手元、資料ございますが、議題がありますが、よろしく御審議ください。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 ありがとうございます。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

会議次第はお手元に配付したとおりでございます。

本日は議題が10件ありますので、スムーズに行きますようひとつよろしくをお願いいたします。

議題(1) 平成30年度大磯町国民健康保険財政の基盤強化を図るための諮問についての答申等について

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 それでは、議題の(1)「平成30年度大磯町国民健康保険財政の基盤強化を図るための諮問についての答申等について」を議題いたします。

送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願いいたします。ゆっくりとわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

はい。

○町民課長【杉山勝美君】 それでは、町民課長の杉山でございます。説明させていただきます。

「平成30年度大磯町国民健康保険財政の基盤強化を図るための諮問についての答申等に

ついて」の説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

既に11月17日の福祉文教常任委員会協議会において説明させていただきましたとおり、今年度は1つ目として、国民健康保険税の賦課税率の見直しについて、2つ目として、大磯町国民健康保険特定健康診査等実施計画及び大磯町国民健康保険データヘルス計画の改定についての大きく2項目について諮問をしております。

国民健康保険運営協議会では、4回の審議をいただき、平成30年1月16日に答申いただきました。既に御一読いただけていると思いますので、ポイントになる箇所について読まさせていただきます。

平成30年度大磯町国民健康保険財政の基盤強化を図るための諮問について（答申）。

審議の結果、下記のとおり見直し改定することが適当であるとの結論に達しましたので、答申します。

国民健康保険事業は、高齢化の進展や医療の高度化により保険給付費が増加する一方で、所得や雇用状況等は依然厳しく、さらに高齢者や低所得者の加入割合が高いことから、財政基盤が脆弱であるといった構造的な問題を抱えています。

このような中、財政基盤の強化、公平性の確保を主な目的に、平成30年4月から都道府県も国民健康保険の保険者に加わる制度改正が行われます。

また、本町においては、平成30年度の被保険者数は、平成28年度と比較して約1割の減少が見込まれています。一方、1人当たりの保険給付費は、被保険者の高齢化などが影響し、平成28年度と比較して5%弱の増加が見込まれています。国民健康保険財政としての負担がふえるのに対し、それを支える被保険者数が減少している状況であるため、平成30年度の国民健康保険税率については、昨年度に引き続き見直しが必要になるとの結論に達しました。

本協議会では、県下でも高齢化率が高い本町においては、制度改正の影響で負担額がふえることも見込まれていますが、国民健康保険財政調整基金も活用することにより、被保険者の生活状況や低所得者層への影響も配慮し、平成30年度の本町の国民健康保険税の賦課額について検討した結果、下記のとおりとし、全体の金額ベースで約2.93%増として答申します。

大磯町国民健康保険特定健康診査等実施計画及び大磯町国民健康保険データヘルス計画の改定については、両計画を一体的に策定することで、特定健康診査等の保健事業と医

療費の動向などを総合的に連携させ、加入者の生活習慣病の早期発見・重症化予防と保険給付費の適正化を推進すべきと考えます。

続きまして、「記」の部分をごらんください。

「1. 国民健康保険税の税率・税額表」において、税率・税額が記されています。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分について順番にお読みします。

所得割100分の6.1、続きまして100分の2.7、続きまして100分の2.2。

均等割2万3,000円、続きまして1万2,500円、続きまして1万1,500円。

平等割2万1,000円。

「2. 施行期日 平成30年4月1日」。

また、「3. 答申に当たり大磯町に要望する事項」として、列記のとおり、本町国民健康保険事業の運営について5点の要望をいただいております。

続きまして、3ページをお開きください。

国民健康保険税の税率・税額の見直しについてでございます。

まず、「**1**見直しの概要」でございます。

国民健康保険運営協議会からの答申を踏まえた上で、平成30年度の国民健康保険税の税率・税額について見直しを行います。

「**①**大磯町国民健康保険税の税率・税額表」をごらんください。

上段が平成29年度現行税率及び税額で、網かけが答申結果になっています。微増が多くなっています。

真ん中の段、C、介護納付金分の均等割額は増額、最下段の平等割額については減額されています。

続きまして、「**②**国民健康保険税率改定による保険税額の見込み」をごらんください。

改定によって得られる増額分の税額の総額がわかるようにされています。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、合計で表の右下をごらんください。2,223万4,000円になります。

関連して説明しますとわかりやすいので、7ページをお開きください。

ここで、今説明しました3ページの**①**と**②**が積算されるまでの根本データ金額を説明したいと思います。「**4**国民健康保険運営協議会での審議結果」でございます。

①に県に納付すべき本町分の国民健康保険事業費納付金の通知額を示しています。合計で11億2,840万8,000円でございます。

続いて、②経費の欄をごらんください。上段は今説明しました県から求められる納付金の金額をそのまま載せてございます。次のその他経費5,903万1,000円ですが、こちらは納付金以外に町が単独で予算化すべき保健事業や葬祭費、出産費等の支出額の合計額であります。その右の合計欄11億8,743万9,000円が今回必要とされる事業金額の総額でございます。

続いて、③収入の欄ですが、こちらは県補助金や町の一般会計からの法定内繰り入れ等の公費でございます。合計としまして2億7,764万4,000円でございます。

続いて、④収納必要額の欄をごらんください。②経費から③収入を引いた額が載っております。合計欄の9億979万5,000円が今回税として負担いただく額でございます。

6ページをごらんください。下段の「**3**平成30年度の国民健康保険税収納必要額」として記載もさせていただいております。

もう一度7ページにお戻りください。

この表の一番右には本町の国民健康保険財政調整基金の残額を掲載しております。真ん中「H29.9末」、2億105万8,219円が現在の残額でございます。9月議会においてお認めいただいた1億円がこの中には入っております。

続いて、⑤現行税率をごらんください。ここには、もし現行税率で改定しなかったらどうなるかを示しております。

右に進んでいただき、合計Dの欄をごらんください。7億5,873万8,000円とあります。これが税収でございます。その隣不足額の欄をごらんください。1億5,105万7,000円、これが先ほどの④との差額で、足りない額でございます。足りない分は一般会計からの法定外繰り入れと基金取り崩しで補うことになり、法定外繰り入れと積み増した1億円以上の基金の取り崩しが必要となることから、現行税率のままでは将来的な運営が厳しくなると判断いたしました。

最後に、⑥改定率2.93%をごらんください。こちらの合計Dは、7億8,097万2,000円です。基金取り崩しが8,686万7,000円になります。これでしたら今後の運営が保たれると国保運営協議会でも判断いただいております。各項目の率の改正案として算定させていただいております。

それでは、4ページにお戻りください。

「③保険税の積算」でございます。一般的な被保険者世帯についての積算が記されてございます。

5ページにおきましては、「④改正後の保険税額と低所得者への対応」として、収入が少ない被保険者世帯の保険税の積算方法を載せてあります。

こちらは8ページ、「⑤見直しによる影響」と同じ数値になっておりますので、8ページをごらんください。

一番上、「●世帯1」をごらんください。こちらが一般的な世帯と考えられる世帯です。世帯主の給与収入は400万円、妻の給与収入が100万円、子供が1人という3人世帯になります。上から2つ目の表の一番左に現行37万9,000円、答申39万6,900円、差額1万7,900円となっております。この1万7,900円が税額の年額増額分となります。

続いて、「●世帯2」をごらんください。こちらは高齢者夫婦世帯で収入がある程度ある世帯のケースでございます。下の表の一番左をごらんください。現行が30万2,400円、答申が31万5,900円、差額が1万3,500円になっています。年間で1万3,500円の増額になります。

続いて、「●世帯3」をごらんください。こちらは高齢者夫婦で収入が少ない世帯のケースでございます。現行が2万7,900円、答申が2万7,600円、差額でマイナス300円となっております。年間でマイナス300円となっております。収入が少ない世帯については、減額になるようされてございます。

最後に、6ページをごらんください。「②平成28年度以降の国民健康保険税率の経過」でございます。

表をごらんください。棒が3本ずつございますが、左が所得に応じていただく応能割、右が被保険者数や世帯ごとにいただく応益割の比較になってございます。29年度と30年度を比べていただくと、応能割はふえてございますが、応益割は減ってございます。所得のある方には負担がふえ、所得の少ない方には負担が軽くなるような形になってございます。

こちら議題につきましては、大磯町国民健康保険税条例の一部改正として3月議会定例会に議案として提出させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 御苦労さまです。

それでは、これより質疑に入りますが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 では、質問します。

2ページのこれは運営協議会のほうからの答申の内容に続いた、答申に当たり大磯町に

要望する事項でございますね、5項目ね。これが具体的にこれからこの要望に対してどういうふうに向かわれていくか、そこをお願いします。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 失礼しました。町民課・高尻、お答えいたします。

5点の要望事項が出ております。上から順番に申し上げます。1つ目としましては、やはり広報などの媒体を活用して国民健康保険の状況を被保険者の方々にお知らせをしております。

2番目につきましては、ただいま国民健康保険特定健康診査等実施計画と国民健康保険データヘルス計画の改定の作業をしております、その作業の中で大磯町の被保険者の状況なども高齢者が多いこととか、糖尿病の方が多いたとか、そういった状況が見えてまいりましたので、それらの分析結果を活用させていただいて、30年度以降の保健事業に反映をさせていきたいなと思っております。その中では、やはり地域の専門職の方、医療機関の方も含めて御協力をいただかなければいけないのではないか、そういった方々にも御理解をいただく必要があるのではないかと運営協議会のほうでも御意見をいただいております。

3つ目につきましては、従来行っております診療報酬の点検業務ですね、そちらを今後一層行っていくということと、あと保険給付の軽減にもなりますし、自己負担の軽減にもつながるジェネリック医薬品の利用促進につきましても、年間2回ほど通知を差し上げておまして、来年度以降も同じジェネリック医薬品への切りかえの促進を行っていききたいと考えております。

4つ目につきましては、国民健康保険財政の安定化を目指すためには、やはり確実な国税の収納を御協力いただかなければいけないということで、特に滞納分についても、引き続き、収納率の向上に向けて実施をしていきたいと考えております。

5つ目につきましては、国保財政の安定化につきましては、国庫金の投入についても引き続き保険者として要望していく必要があるのではないかとということで、今回の制度改正のほうでも国として大きく公費がふえるということで、納付金の金額のほうも算定をされております。引き続き、国が示しているこれぐらいの公費を投入するという説明について、確実に実施するように保険者として要望を出していく。

以上の5点をもちまして、国保財政の安定化を図っていききたいと考えております。

以上になります。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 はい、わかりました。2番のデータベースの分をさまざまな媒体を積極的に活用していきたいという、地域の協力も必要だというんですけど、具体的に地域の協力というのはどういうふうを考えていらっしゃいますか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 町民課・高尻、お答えいたします。

国民健康保険では、保健事業の大きな柱として特定健康診査を実施しております。生活習慣病の早期発見のための特定健康診査ということになりますけれども、大磯町のみならず神奈川県全般的に言えることなんですけれども、既に何かの持病と申しますか、病気をお持ちで医療機関受診している方に対する特定健康診査の実施率が、全国平均と比べると若干神奈川県は県全体として低いという状況でありまして、大磯町もそういった状況です。

医療を受けているから健診は要らないんじゃないかというふうに思われている、判断されている被保険者の方もいらっしゃいますので、もちろん広報や個別通知でもお願いしておりますが、ふだんかかりつけで診ていただいている地域の医療機関の先生方にも、その辺のところを改めて医療として対応されているとは思いますが、特定健診についても受診するように患者さんのほうにお話をしてくださいということで、町から働きかけをさせていただいているところです。

以上になります。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 わかりました。3番目のジェネリック医薬品の利用促進というのが言われました。年間2回ぐらい通知をしていくということですが、これは被保険者の方、それともお医者さんのほうに言われるんですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 町民課・高尻、お答えいたします。

年間に2回発送させておりますのは、被保険者の方、対象者御本人にお送りをしております。

2年に1回、国民健康保険の保険証も切りかえということになりますので、今回も10月に保険証に貼っていただくジェネリック医薬品への切りかえを私希望しますというシールを改めて配布をさせていただいております、そのシールを貼ることによって、薬局で

一々希望していますよってみずから口で言わなくもそのシールを見ると、あっ、この方はそういう御希望なんだなあというのがわかるようにシールのほうも配布をさせていただいております。

以上になります。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 その部分ね、病院からこういう医薬品をいただいでくださいって処方箋のなんか来ますよね。それを薬局に持っていったときには保険証は出しませんよね。うん。保険証はかかる医師のところ受付で出すじゃないですか。でも薬品を、別のところでいただくように今なっていますでしょう。そのときには、ジェネリック医薬品にしてくださいというのは、見る機会というのはないと思うんだけど、どういうふうにするんですか、そこ。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 町民課・高尻、お答えいたします。

薬局の状況によって若干違うかもしれないんですけども、一般的には薬局で改めて保険証のほうは提示をしております。また、最近の薬局さんでは、初めて来られた患者さんに、まずジェネリックのほうはどうですかということで、声かけをしているところを私も何回もお見かけをしておりますので、このジェネリック医薬品の利用促進については保険者としても行うし、被保険者本人もシールを貼るということで促進をしておりますし、医療機関や各薬局のほうでもその辺のところは御理解いただいて、積極的にPRをいただいでいるのではないかと考えております。

以上になります。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 はい、わかりました。（４）の保険税の滞納というのはもう常にかかるところで、やっぱり公平性に欠けるところだと思うんですけど、引き続き収納率の向上というのは、具体的にはどういうふうを考えていらっしゃいますか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 町民課・高尻、お答えいたします。

滞納者の方につきましては、通常は２年間の保険証になっているんですけども、滞納がある程度ふえてしまった方につきましては、短期証といひまして、保険証の有効期間が

短いものを発行させていただいております。

その際に、新たな保険証の発行にいらっしゃる際には、窓口のほうにいらっしゃいますので、そこで状況のほう確認させていただいて、今後の納付の確認、こういった計画で納付をしていただけるのか確認をさせていただいて、滞納額の圧縮につながっているところがあります。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 今現在、短期証なんかを出している方、大磯町は何人かいらっしゃるんですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 町民課・高尻、お答えいたします。

申しわけございません。確かに発行しているんですけども、今ちょっと数字的なものは持ち合わせておりません。申しわけございません。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 済みません。7ページの下のところね、現行税率と改定率って網かけしてあるところありますけれども、合計Dのところ、先ほど読まれたところで、税金が現行では83%、で、改定していったときには86%と3%上がっていますけど、ここの根拠、教えてください。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 町民課・高尻、お答えいたします。

こちらの表のところに説明のところが抜けておまして大変失礼いたしました。現行率のところの白いところの83%と書いてあります。この数字はその上に書いてあります④番の収納必要額9億979万5,000円に対して、現行税率のままの賦課ですと7億5,800万円ですので、この9億円に対して7億5,800万が83%まで達しますという意味です。

下に書いてある6番は、今回税率のほうを全体で2.9%上げますので、それによって国保税収納額が7億8,000万まで伸びるので、86%に伸びますよという、そういった表記になっております。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 はい、わかりました。結構です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 ほかにございますか。

玉虫委員。

○福祉文教常任委員会委員【玉虫志保実君】 2ページの「新制度では、都道府県が保険

者に加わることにより、新たな業務が発生します」とあるんですが、具体的にどのような業務が発生するか教えてください。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 町民課・高尻、お答えいたします。

こちらの新制度につきましては、保険給付に必要な保険事業費交付金というものが県から町のほうに毎月交付をされることとなります。

その中で、前月分の保険給付が一体幾らだったのかといったことを報告することによって交付金というものが出てまいりますので、そういった作業が毎月必要になるということになります。

従来の場合、それが年に3回の業務だったんですけれども、今後はそれが毎月の業務になるということで、保険給付に対して新たな業務がふえるという見込みになっております。

以上になります。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 いいですか。

渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 今ちょっと玉虫議員からも質問があったんですけど、今度県がこれに加わることによって、いろいろ制度が変わってくるということなんですけれども、基本的に県が加わることになってどういうふうな変化があったのかということからちょっと伺いたいと思います。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 町民課・高尻、お答えいたします。

今回の制度改正で、都道府県が保険者になったことによる影響なんですけれども、まず、神奈川県として国民健康保険運営方針というものが平成29年9月に制定をされました。その中で、各市町村ごとの保険給付の状況ですとか保険税収納の状況、そういったものが網羅された一覧表のようなものになっております。

今回の制度改正では、将来的に県下統一の保険税率をですね、何年後かということはまだ決まっていないんですけれども、それを将来的には県として目指しておりますので、それを達成するために保険給付を抑えて税率を上げることによって、最終的に各市町村のその他一般会計の繰入金のほうが消されれば、県下統一の保険税率になることとなりますので、神奈川県の定めた国保運営方針に沿って、2つの改善によって県下統一の保険料率

が決まるということが一つの今回の制度改正の流れになっていきます。

あとは都道府県が保険者に加わるということで、細かいお話なんですけれども、国民健康保険の被保険者としての資格というものが今までは市町村ごとの資格管理、資格というのは加入者であるかということなんですけれども、加入者管理が今までは市町村だったんですが、そのところが県が管理をするということになりますので、保険給付の中では一つ高額療養費の計算の仕方が若干変わるといことがあります。大きくその2つになります。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 そうすると、今の説明でいずれ県下統一の保険税率ということが決まるということなんですけど、これ大体見通しとしてどれぐらいの出しているんでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 町民課・高尻、お答えいたします。

神奈川県の中ではまだ具体的に何年後といったものは示されておりません。

以上になります。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 それじゃ、もう一つなんですけど、何回も出てくるんですけど、1ページにも2ページにも出てきますね、神奈川県から必要な保険給付費等交付金が支出されるということなんですけど、これは大体どれぐらいなんですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 町民課・高尻、お答えいたします。

保険給付費とされる交付金は、町の保険給付費の全額になります。その交付金額は、ここには直接は書いていないんですけども、こちらの7ページの③の中に交付金額が含まれることになります。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 ③というのはこの収入のところ法定外という、違う、7ページ、あっごめんなさい。私8ページ見て、あっ7ページよね。どこ収入って。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 ③の収入額のところです。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 医療費分、後期分と介護保険と分かれている、2億7,700、これが県から出されるということですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 町民課・高尻、お答えいたします。

③番の収入の2億7,700万の中の一部が県からの交付金ということになります。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 だから、その額を知りたいんですけど。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 町民課・高尻、お答えいたします。

済みません、先ほどの説明のほう、私、間違っておりました。大変申しわけございません。収入額のほうはこちらの資料のほうには入っていません。幾ら入るのかといいますのは、30年度の予算書の中に今後掲載されることになるんですけども、保険給付費の全額ということになりますので、交付金額は今のところの積算ではおよそ25億円になる予定になっております。

25億円の保険給付に対して25億円の交付金が満額入ってくるという流れになります。

以上になります。

(福祉文教常任委員会委員・渡辺順子君「ちょっとわからないんだけど」と呼ぶ)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 もっとわかりやすく。

(福祉文教常任委員会委員・渡辺順子君「25億円というのはここには出てこないのね」と呼ぶ)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 それで、町が払う分は県がそれだけ出しても不足、これだけ不足分がありますよということで、町に今回請求されているということなの。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 ちょっと部長。

○町民福祉部長【佐野慎治君】 町民福祉部・佐野でございます。ちょっとお答えいたします。

今回に関しましては、給付として支払う部分に関しましては、今までは町のほうが予算を確保して支払いのほう行っていたんですけども、今後に関しましては、神奈川県が支払

いのほうに当たりますんで、そのお金が町のほうに入ってくるというわけではなく、県のほうが支出していきますんで、7ページの一番上に載せさせていただいています納付金の額、およそ11億3,000万円ぐらいあるんですけども、この額に見合ったものが来るとか、この額よりもオーバーしてくるものがあるというわけではなくて、支払いに関しては、町のほうの負担分以外に国からの補助金の分があったり、民間のほうの保険からの負担分が入ってきたりして、相当大きなものになりますので、現段階で町のほうで入ってくる金額というのは、ちょっと正直なところはっきり把握はしていないんですけども、その辺はしっかりバランスのほうをとれた形でできることになりますので、大体金額としては25億入ってくるね。

(町民課副課長兼保険年金係長・高尻恭子君「そうです」と呼ぶ)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 大丈夫かよ。

(発言する者あり)

○町民福祉部長【佐野慎治君】 そうですね、ちょっと何か説明がうまくお伝えできなくて申しわけございません。

(渡辺順子君「じゃあいいですか、ちょっと質問」と呼ぶ)

○町民福祉部長【佐野慎治君】 済みません、ちょっともう1回…

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 わかるような質問をしなきゃいけないんだけど、わかんないところは、結局、県が入ることによって今までの制度って割合があるでしょう、持ち分というか、それが変わってくるわけ。そういうところの構造的なものから、じゃまず、説明していただけるとわかりやすいかなと思うんですけど。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 町民課・高尻、お答えいたします。

今回の制度改正では、割合は特には変わらないんですけども、神奈川県が全体として一つの大きなお財布に入るということになります。保険給付に対して約32%の給付費、療養給付費交付金といったものも今までどおり入りますし、前期高齢者交付金といったものも従来どおり入るんですけども、それが今までは市町村ごとに直接入っていたんですが、今後は県の大きなお財布に入って、それでも不足する部分についてのみ県から町に請求が来るといった内容になります。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 町にこれだけ、県が参加することによっても町としてこれだけ不足があるので、町にこの分を負担してくださいというふうなことでしよう、今回言われているのはね。そうすると、全体として県が持っているものが、県が持つものはどれくらいで、そういうことじゃないの。各市町村がまた全体で決めるわけでしょう、この額。大磯町はこうだけど、ほかはまた違って来るわけでしょう。ほかの市町村だと、かかった経費によって変わってくるのかな、負担が。

大磯町と二宮町では国民健康保険の保険料は変わるわけでしょう、違うわけ。それぞれ、今のところは最終的には統一を目指しているんだけど、まだその段階じゃないので、今回はこれだけ町に払ってくださいということを請求されているということだと思っただけ、そうしないと県が入ってくるというメリットはどこにあるのかがちょっとわからない。

県が参加するということによって、先ほどの説明だと、将来は統一の税率になりますよということだけど、今現実的に、県が参加することによってどういうふうな町にとってメリットがあって、どういう変化が起こっているのかなということがわからない。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 町民課・高尻、お答えいたします。

今回の制度改正の一番大きな目的としては、保険給付費がどんなに高騰しても必ず県がそれに必要な交付金を出す、市町村に交付しますといったものが今回の一番大きな変更点になります。そこが大磯町にとってのメリットになるのかなとは思いますが。

一般的に被保険者数が3,000人を下回るような小さな自治体の場合ですね、例えば心臓病ですとか脳血管の大きな病気を発症する人が急に何人も出たりすると、国保の予算では賄い切れなくなってしまい、繰り上げ充用といいまして翌年度の予算を使わないと保険給付費が払えないといった市町村も発生していると聞いております。そういった危険性からは今回の制度改正によって回避ができるということになります。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 今のは高額医療費のことについての影響ですよ、最後におっしゃったのはね。

そうすると、もうちょっとわかんないから、県が参加しなかった場合は、町の負担はどれぐらいになるの。もっと多くなるということなんですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 わかりますか。はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 町民課・高尻、お答えいたします。

県が参加しない場合の——今回、こちらの県からの納付金額というものが示されたのが1月5日でした。町民課としましては、納付金額が幾らになるのか見えてこない中で、現行制度が続いた場合は幾らぐらいの負担になるのかなということで計算をさせていただきました。そのときの数字と今回の納付金の金額を見ますと、約600万ほど下がっておりますので、県が参加したことによって——県が参加したといいますか、今回の制度改正で消費税を投入した公費がたくさん投入されることになりまして、納付金額が見込みより下がっておりますので、制度改正によってメリットは大磯町としてもあったのかと考えております。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 今の大体でわかったというか、私なりの理解をすると、県が今回の制度が実施されることによって600万円ほどの比較ができたということですよ。でも、それは消費税が上がった場合に、その分だけ医療のほうに回ってくるということのためにそれができたということなのね。はい、わかりました。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 ほかに。

竹内委員。

○福祉文教常任委員会委員【竹内恵美子君】 今、先ほどの続きなんですけど、高額療養費については県のほうが見てくれるということですが、我々個人、国保の高額療養は、今まで町の受付で申し込んで、それから3カ月ぐらい後に本人に入ってくるというようなことがありますけれども、その辺の詳しいことももうわかっているんですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○町民課副課長兼保険年金係長【高尻恭子君】 町民課・高尻、お答えいたします。

高額療養費のことにつきましても、被保険者との保険証の発行ですとか保険の給付については今までどおり町で行いますので、被保険者の方には何ら影響もなく、今までどおり国保サービスを使っていただくことができます。変化はありません。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 竹内委員。

○福祉文教常任委員会委員【竹内恵美子君】 その辺ね、4月から変わるんですよという話をすると、お年寄りの方たちは、例えば補装具とか何かを使いますと、一々受付に行つて高額療養費の申請をしなきゃいけないので、そういうのはどうするんですかってちょっ

とこの前聞かれたものですから、今、何ら今までとやり方は変わらないということによろしいんですね。わかりました。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 いいですか。

それでは、質疑を終了します。

議題（２） 後期高齢者医療制度の改正について

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 続きまして、議題の（２）の「後期高齢者医療制度の改正について」を議題といたします。

送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願いいたします。

○町民課長【杉山勝美君】 それでは、後期高齢者医療制度の改正について説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

「1 改正趣旨」をごらんください。

高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、平成30年4月1日に施行されることに伴い、大磯町後期高齢者医療に関する条例を改正するものでございます。

続きまして、「2 改正概要」でございませう。

高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、国民健康保険制度において住所地特例の適用を受けている被保険者が、年齢到達——75歳、または65歳から74歳で都道府県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けたことで、新たに後期高齢者医療制度に加入することとなった場合、運営主体となる保険者——都道府県広域連合の取り扱いが変更となります。

現行では、住所地となる入所施設が設置された市町村が属する都道府県広域連合が保険者となっていますが、改正後は、国民健康保険制度での住所地特例を適用していた市町村が属する都道府県広域連合が保険者となります。

ここで、住所地特例の内容について説明させていただきます。「参考：住所地特例」をごらんください。

介護や障害等の入所施設が集中する市町村の財政負担——各種サービス給付費等を軽減させるため、国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険等の各種制度において入所施設に転居した者の保険者は、転居前の市町村または当該市町村が属する都道府県広域連合とするものです。福祉施設等が多く設置された自治体につきましては、高額の医療費がかかる

方を多く抱えることにより、それによる対応する財源を確保しなければならなくなります。その負担を軽減して、持続可能な医療保険制度を構築するための制度でございます。

下の図をごらんください。例として、68歳のときに「A県B市」から「C県D市」の入所施設に転居した方の場合の現行と改正後のイメージ図でございます。68歳の国民健康保険被保険者が、A県B市に住所を有していたが、病気等でC県D市の入所施設等に入り、新しく住所を有し、国民健康保険の住所地特例を受けている方が、入所等の期間中に75歳に到達したというモデルケースとさせていただきたいと思えます。

現行のイメージ図をごらんください。現行では、75歳到達によって国民健康保険被保険者から後期高齢者医療保険被保険者に自動的に移っていきます。そのとき後期高齢者医療保険の保険者は住所がある都道府県の広域連合に属することになりますので、C県後期高齢者医療広域連合が保険者になります。

次のページをごらんください。しかし、改正後は、国民健康保険と同様に入所する前の住所地であるA県後期高齢者医療広域連合が保険者になるというイメージの住所地特例の変更になります。

施行日は平成30年4月1日です。

こちらの議題につきましても、大磯町後期高齢者医療条例の一部改正として、3月議会定例会に議案として提出させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、御苦労さま。

それでは質疑に入りますが、質疑のある方挙手をお願いします。議案ですから確認でいいと思うんですけど。

よろしいですか。

玉虫委員。

○福祉文教常任委員会委員【玉虫志保実君】 質問じゃないんですけど、印刷するときに2ページ使うのであれば、この現行と改正後を1枚のところに並べていただけると見やすいかというので、もし資料をつくる際には今度そのようにお願いします。

(福祉文教常任委員会委員・三澤龍夫君「そんな意見もありましたということです」と呼ぶ)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい。ほかにはないですね。

それでは、これもちまして質疑を終了いたします。

議題（３） 大磯町障がい者福祉計画（第２次障がい者計画・第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画）（案）について

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 次に、議題の（３）の「大磯町障がい者福祉計画（第２次障がい者計画・第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画）（案）について」を議題といたします。

送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願いいたします。

大丈夫ですか。

はい、どうぞ。

○福祉課副課長兼障がい福祉係長【小林英文君】 福祉課の小林です。

それでは、大磯町障がい者福祉計画（第２次障がい者計画・第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画）（案）について、説明いたします。

今年度、現計画であります第４期障がい福祉計画の計画期間が終了することに伴いまして、平成30年度から平成32年度までの３年間を計画期間とする第５期障がい福祉計画と、新たに作成が義務づけられました第１期障がい児福祉計画の策定を進めております。その概要につきましては、平成29年11月６日の福祉文教常任委員会協議会で説明させていただきました。

また、その際に、その後のスケジュールとしてパブリックコメントを実施し、それらを反映し計画案を作成していくことについて説明させていただきました。

本日は、パブリックコメントの実施結果とそれらの意見を踏まえて計画案を作成しましたので、その内容について報告いたします。

説明資料の１ページをごらんください。

「第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画」に対する意見募集手続の実施結果、いわゆるパブリックコメントの実施結果でございます。資料の「１ 意見募集期間」は平成29年11月15日から12月14日までの１カ月間で実施をいたしました。

続きまして、「２ 意見提出者数及び意見件数」です。御意見いただいた方はお一人で、意見の数は４件意見をいただきました。

続きまして、「３ 提出方法別の人数」と「４ 項目別の延べ件数」は説明資料に記載のとおりでございます。

続きまして、「５ 提出された意見の概要及び町の考え方」でございます。

今回、4件の御意見をいただきまして、意見に対する町の考え方とともに説明資料1ページから2ページにその内容を掲載させていただいております。

いただいた御意見のうち、計画案に追記したものが1件、修正したものが1件、計画案に直接反映はしておりませんが、疑義等としていただいたものが2件となっております。

まず、計画案に追記したものは、1つ目の項目、説明資料1ページの「5」の1番目です。66ページ、この66ページというのは素案のページですので、本日の説明資料の「資料1」、計画案では68ページが該当するページとなりますので、計画案68ページをお開きください。説明資料の1ページにあります、パブリックコメントの御意見は、「2 施策の展開」の中の、「「施策の展開に当たっては」の最後に「また、利用者並びにその家族等、町民に施策を広く伝え、よりよいサービス展開に努めます」を挿入したらどうか」という御意見をいただきました。それに対する町の考え方は、計画案の68ページの上段、太字で、「施策の展開に当たっては」の下の部分でございますが、その3番目に、「障害児・者やその家族等に対し、本計画に基づく施策内容を周知し、よりよいサービス提供に努めます」と、周知に関する内容を追記しております。

次に、2つ目の御意見の概要は、説明資料1ページに戻りますが、素案では85ページで、「「あい間居夢縁」、この団体は今活動しているのでしょうか」という御意見をいただきました。それに対する町の考え方ですが、この「あい間居夢縁」という事業所につきましては、現在大磯町で活動をしておりませんので、本計画の文章から削除し、修正しております。「資料1」の計画案では、87ページになります。87ページの上から3行目からの説明で、その中の事業所の中に素案の中では「あい間居夢縁」という事業所が文中にありましたが、それをこの案の段階では削除しております。

次に、3つ目と4つ目の疑義等照会があったものにつきましては、説明資料2ページの「町の考え方」に記載のとおりでございます。3つ目と4つ目の御意見につきましては、計画案にある別の施策事業の中で取り組んでまいりますので、いただいた御意見に対し、計画案の追記、修正はしておりません。

パブリックコメントの実施結果についての説明は以上となります。

次に、「資料1」、大磯町障がい者福祉計画（第2次障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画）（案）について説明いたします。

なお、この計画（案）につきましては、1月12日に第3回大磯町障がい者福祉計画策定委員会を開催しました。その中で委員の皆様を確認をいただいております。

今年度3回の策定委員会を開催し、委員の皆様から御意見などを積み上げてこの案を作成したものとなっております。

それでは、説明に入らせていただきます。

計画案のページを2ページおめくりください。

「目次」でございますが、本計画案は第1章から第6章までの構成となっております。まず、第1章です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 長いようだったら座って説明して、結構長いでしょう、これ。

○福祉課副課長兼障がい福祉係長【小林英文君】 はい、ありがとうございます。では、座って説明させていただきます。

第1章は、計画の概要で、3ページから9ページとなっております。ここでは、計画策定の背景や趣旨、計画の期間、策定体制、計画の位置づけなどを掲載しております。

続きまして、第2章です。第2章は、大磯町の状況で、13ページから37ページまでとなります。ここでは、第1節で大磯町の人口、世帯の動向など、また第2節では、大磯町の障害者の状況を掲載しております。そして、33ページからの第3節で平成32年度の将来像を掲載しておりまして、その34ページから37ページが国の基本的な指針とそれに対する大磯町の考え方、目標を示しております。

続きまして、第3章です。第3章は、障害者の暮らしの課題とニーズで、41ページから63ページまでとなっております。

43ページ以降につきましては、昨年の3月に実施しましたアンケート調査のまとめとして掲載しております。

続きまして、第4章です。第4章は、施策体系で67ページから71ページまで、ここでは、基本理念、基本目標を定め、そこから施策の展開、施策・事業の体系を掲載しております。

続きまして、第5章です。第5章は、個別施策の展開で75ページから113ページ、ここでは、第4章にある施策・事業を個別に展開しております。第5章において、障害福祉の主立った施策・事業について個別に展開しており、それらのこれまでの実績、将来の目標値などを示しております。

最後に、第6章です。第6章は、計画の推進で117ページから118ページ、ここでは、計画の推進体制、計画の進行管理、行政と町民の協働の仕組みを示しております。

その他、附属資料としまして、計画の策定委員会規則、策定委員会名簿、策定経過、用

語説明を掲載しております。

なお、今回より作成することになりました障がい児福祉計画に該当する部分は、第2章中の36ページ「⑤障害児支援の提供体制の整備等」と、第5章中、96ページから101ページ上段までの「障害児支援の充実」というところが該当箇所になります。

「資料1」の大磯町障がい者福祉計画（第2次障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画）（案）の説明は以上でございます。

続きまして、今後についてでございますが、計画案の内容については、今後神奈川県との整合性を図るため、最終的な調整を県としていくとともに、同時にこの案の内容の文言等の確認や修正など最終確認をしてまいります。そして、平成30年3月に完成する予定で説明をしております。

説明につきましては以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 御苦労さまです。

それでは、これより質疑に入りますが、質疑のある方ございますか。

奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 最初の「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児の福祉計画」、これパブリックコメントの結果ということでありましたけれども、いつものごとくパブリックコメントを出してくださる方少ないなって、今回1人で4件という形なんです。この追記されたところね、最後にありましたよね、「また、利用者並びにその家族等、町民に施策を広く伝え、よりよいサービスの展開に努めます」を挿入したらどうか。」、はい、では挿入いたしますということで挿入しました。

まず、そのところね。あえて、そういう方に言われなくても、町側できちっとそういう文章的なところね、思い、そこは入れるべきではなかったかなというふうに思うんです。その辺はどうなんですか。あえて言われて、もうごもっともです、じゃあ挿入しましょう。ちょっとそれじゃまずいんじゃないですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課副課長兼障がい福祉係長【小林英文君】 福祉課・小林、お答えいたします。

議員のおっしゃる部分、ごもっともというふうに捉えておまして、計画の第5章の個別のところでは周知に関するところ、周知をきちんと図ってまいりますという部分はもともと入っております。

ただ、この第4章の大きな項目の中で、大磯町としてやっぱり周知という部分は、今ま

でも大事でしたけども、これからもっともっと制度が複雑化する中では大事になってくるという考え方の中で、御意見をいただいた部分もありますけども、それをきちんと捉えて今回掲載することにしたと、そういう判断でございます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 その辺は反省点も含めて言ってくさっているわけですね。

当然、障害者をお持ちの御家庭の方たちは、しっかりと読み込んでいらっしゃると思いますよ。その周知というところも、今言われたとおり、いろんな内容がかかってくるころでもありますでしょうから、しっかりとこの言われたごとくに、よりよいサービス展開に努めますも含め、周知ということをしっかりやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課副課長兼障がい福祉係長【小林英文君】 福祉課・小林、お答えします。

今回の国の指針の中でも、相談という部分が一つの重要なポイントというふうになっております。相談を受けて、きちんと情報を伝えるという部分については、これからきちんとやっていきたいと考えております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 最終的に県との整合性をもとにしながら、文々句々もきちんともう一度検討する——検討というか、読み直して県でもこれでよいかということ承諾受けるんですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課副課長兼障がい福祉係長【小林英文君】 福祉課・小林、お答えします。

この障がい福祉計画につきましては、障害者総合支援法の中でも最終的に県に意見を聞くというような形で定められておりますので、上位というか、県のほうの計画ときちんと町とが合っているかという部分につきまして、県のほうに確認をし、また、内容的なグラフなどの部分もありますので、見やすい部分につきましては最後まできちんと精査してつくっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 わかりました。結構です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 ほかにございますか。

渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 それでは、まず、すごく内容がたくさんあるのでもちよつかいつまんで、気になるところから伺います。

まず、アンケートをとったということで、5ページに、無作為に町対象者の中から身体の方は300人、療育手帳を持った方は200人、精神の方は100人というふうに抽出していらっしゃるんですけども、これは全体のいろいろな方のニーズとか現状を知るためには、無作為ということではなくて、いろいろ状況に変わるので、本来なら皆さんに伺っていただきたいところなんですけど、こここのところでバランス的に精神の方は562人いるけど、100人にしたという、その数のとり方をどういうふうに決めたんでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課副課長兼障がい福祉係長【小林英文君】 福祉課・小林、お答えします。

アンケートの抽出につきましては、これまでは障害者手帳の数に案分してやってきておりました。そうすると、身体障害者手帳をお持ちの方の比率が非常に高くなってしまいう部分と、身体障害者手帳をお持ちの方の年齢層につきましては、かなり高年齢の方が多いということで、アンケートとしては非常にちょっと偏った形になっておりました。

そのため、今回につきましては、手帳の所持者数というのは基本にあるんですけども、それプラス、サービスを使っている割合というのを加味しております。そのため、サービスを使う比率としましては、療育手帳をお持ちの方が一番多いということで、その部分をふやしております。精神障害者手帳をお持ちの方につきましては、サービスの比率としては少ないんですけども、徐々にふえてきているということで、実際はもうちょっと少なかったんで、そこをもうちょっとベースとして上げたというような形で、今回のアンケート送付者数を決めたものでございます。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 年齢層とかそういうものとか、サービスを使っている方とかということも加味しながら、無作為にということの中には、そういうこともちゃんと含まれているということですか。はい、わかりました。

それで次に、33ページを見ると、やはり、手帳所持者の実績と見込みというのがあって、

数を見るとすごく、今身体障害者の手帳持っている方はだんだん減ってくるという傾向があつて、手帳を持っている方もちょっとふえながら、精神障害の手帳を持っている方が随分ふえてくるのかなというふうに推計されるんですけど、そういうところのなんかどういふふうに見込みを立てたのかとか、そういうことに対してやはりこっちのほうを手厚く何かやっつけていかなきゃいけないんじゃないかとか、そういうことも考えられているのでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課副課長兼障がい福祉係長【小林英文君】 福祉課・小林、お答えします。

手帳所持者の推計でございますが、こちらは過去4年間の伸び率、減少率という部分から推計をしております。身体障害の場合は、先ほども言いましたけども、かなり年齢を重ねたところで手帳をとる方というのが多いんですけども、手帳をとる方は何らかのサービスを利用したいという部分があるかと思えます。年齢がかなりいったところで手帳をとる場合には、介護保険という制度とのどちらのサービスを使うかという部分はどうしても出てきて、今の現状としては、障害福祉のサービスよりも介護保険サービスを使う率が高いということで、手帳をとられる方が減ってきているという状況でございます。

精神障害の手帳がふえている部分につきましては、こちら、どうしてもストレス的な部分が多いという部分がありまして、年齢層、この案の21ページをごらんいただければいいと思うんですが、21ページの一番下の年齢別の状況について、18歳から64歳までが8割ということで、やはりちょうど働く年代の方が精神疾患にかかるという傾向が出ています。

この部分、どう対策をとるかにつきましては、やはり国の指針にも出ているんですけども、34ページの中段よりやや下、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、こちらは精神障害をお持ちの方について、1つの機関だけでなかなか解決しませんので、関係する機関で協議の場を持って対応していくという部分と、やはり治療をきちんとしていただいて就労していただくというような部分が目標としてありますので、その部分、就労移行という部分は35ページの4番ですね、このところに精神障害の方も当然含まれている。また、障害者の雇用率につきましても、平成30年4月から雇用率の中に精神障害の方を入れるという法改正に基づいてありますので、その雇用率のアップに基づいた就労支援という形をしていくというふうな方針でやっております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 ちょっと大変な部分もあるかなと思いますけど、しっかりと取り組んでいただければと思います。

それで、現実的なことをちょっと伺いたいと思うんですが、91ページには手話通訳、今後の考え方として、県が手話言語条例をつくったということで、大磯町でもこういうふうなことは考えてられるのかなと思うんですけど、考えていない。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。神奈川県の方で手話言語条例のほうに既に制定をされております。特に、今の時点で大磯町で独自に手話言語条例というような形で設定をするということについての具体的話し合いというのは進んでいないところになります。

ただ、手話を必要としている方、あるいはそういった方を支える支援者を養成していくというような具体的な施策のところはしっかり取り組む必要はあるというような考え方に基づいて、この計画のほうでは条例のことについては明記はさせていただいておりませんが、手話通訳者のことに関して主な施策というところでお示しをさせていただいているものになります。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 前から、この手話のほうの方から何回も多分町のほうにも要望出ていると思うんですけど、役場のほうに通訳者を置いてほしいとかというふうなこと随分出ていますね。で、二宮ではもう既にそういう体制ができていて、毎日ではないけれど、週に何回か決まった日にちと時間で受け入れられるということで、それが大磯の方々にとっても、二宮のようにしてほしいという要望とかが出ていると思うんですけど、そういうことに関しては今後どういうふうに取り組んでいかれるのでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課副課長兼障がい福祉係長【小林英文君】 福祉課・小林、お答えします。

役場の本庁舎のほうに手話通訳者を設置するという部分につきまして、二宮町さんのほうで先行してやっているというのは、こちらとしても承知しているところです。

その中で、近隣の二宮町さんだけではなくて、状況を確認しているところで、二宮町さんなんかの実績なんかも伺っているところです。

また、横浜市なんかは、タブレットを使った形でそういうセンターとの通信、手話を必

要な方が来た場合はインターネットを使っての手話通訳という形もやっているようですので、その辺、どのようなやり方がいいのかというのは担当としても考えております。

また、手話通訳、聾啞の方についても、その辺は日ごろ町として対応できることできないことという部分は話し合っておりますので、やるやらないということではなくて、その辺必要性については考えていきたいと思っております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 手段はいろいろありますよね。タブレットなんかでもそういう方も使っていらっしゃると思うんです、パソコンとかもね。だから、よりよい方法で今後も考えていらっしゃるということで理解します。

それから、102ページに「福祉ショップの状況」というのがあるんですけど、これはもう何回も去年も一般質問とか請願で出ているんですけど、これはどうなんでしょうね、今の状況として現実的に問題上がっていると思うんですけど、どういうふうになっていますか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課副課長兼障がい福祉係長【小林英文君】 福祉課・小林、お答えします。

大磯町の福祉作業所等連絡会が実施主体というふうにいただいている福祉ショップにつきましては、今団体さんとも常に話をしてまして、今の予定としましては、4月からやりたいというふうな形で準備を進めているところです。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 ほかにございますか。ありませんね。

じゃ、これをもちまして質疑を終了いたします。

議題（４） 第七期大磯町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）（介護保険条例の見直し）について

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 次に、議題（４）の「第七期大磯町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）（介護保険条例の見直し）について」を議題といたします。

じゃあ、送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○福祉課高齢福祉係長【片野剛志君】 福祉課・片野です。説明させていただきます。

4番目、第七期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）（介護保険条例の見直し）について、説明させていただきます。

この計画については、老人福祉法第20条の8第1項に基づく老人福祉計画と介護保険法第117条第1項に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定いたしまして、3年に一度改定を行うものとなっております。

この計画の策定に当たりましては、平成28年度に町民の方々を対象としたアンケートを実施させていただきまして、その結果をもとに公募町民の方や学識経験者の方を委員とする高齢者福祉計画策定等委員会を3回開催させていただき、その中で素案を作成し、パブリックコメント（意見募集）も実施させていただき、その意見の反映を行い、再度高齢者福祉計画策定等委員会にて審議いただき、まとめたものになります。

それでは、11月の福祉文教常任委員会協議会でも概要を説明させていただきましたが、再度計画の内容について説明させていただきますので、厚い資料のほうの「資料1」のほうをごらんいただければと思います。

それでは、内容を説明させていただきます。

まず、1から2ページにつきましては、計画策定の目的や根拠などの内容を記載しています。

続きまして、3ページなんですけども、こちらのほうでは、今回の介護保険法の改正が平成29年の6月に介護保険法の改正のほうが行われておりますので、その介護保険法の改正の主なポイントについて記載させていただいております。

続きまして、4から6ページにかけましては、計画の位置づけや策定体制、計画期間などを記載しています。策定の体制としましては、（1）として策定等委員会の設置、（2）としましてアンケート調査の実施、（3）としましてパブリックコメントの実施、（4）としまして大磯町地域ケア会議からの提言として記載させていただいております。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 かなり時間かかるようだったら座ってどうぞ。

○福祉課高齢福祉係長【片野剛志君】 済みません、座らせていただいて説明させていただきます。

続きまして、7ページのほうなんですけども、7ページからは第2章ということで、大磯町の高齢者の方を取り巻く状況となっておりますので、人口の構造ですとか高齢化率、認知症高齢者の方の数、高齢者の住まい、就労の状況等を記載しております。内容としまし

ては、平成30年以降には3人に1人の方が65歳以上の高齢者となり、ひとり暮らし高齢者や老々介護の世帯が増加していくと推測しております。

続きまして、少し飛んでいただきまして、16ページから17ページにつきましては、介護保険の被保険者数、要介護・要支援認定者の数の推計を記載しております。こちらにつきましても、後期高齢者の方が増加することが予想されますので、その分認定をとられる方の数も多くなると推測しております。

続きまして、18ページから38ページにつきましては、先ほど説明させていただいたアンケートの結果や数値から読み取れる傾向などを記載しております。

また、少し飛んでいただきまして、39ページから42ページでは、基本理念と基本目標を記載しております。基本理念については、第三期の計画から「住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり」としており、今回の計画の策定においても、町や県の各種計画と整合性や調和をとりながら、地域包括ケアシステムの実現や近年の社会動向、本町の状況を踏まえて基本理念の実現を目指してまいります。

41ページの3なんですけども、3の基本目標については、地域住民の方と行政などが協働し、これまでの公的な高齢者施策、介護、医療などの支援体制に加え、高齢者の方がみずから生活を支え、自分らしく生活ができる自助や地域で支え合う互助のまちづくりなど、今後多様な担い手の方がそれぞれの役割のもとに地域全体で取り組むことが求められています。このことから、第七期の計画につきましては、基本理念と地域包括ケアシステムの実現に向けて4つの基本目標を掲げさせていただきました。1つ目の目標としまして「高齢者がいつまでも元気で暮らせるまち」、基本目標の2としまして「高齢者が安心して暮らせるまち」、基本目標の3としまして「地域みんなで支え合うまち」、次のページに行ってくださいまして、基本目標の4としまして「適切な介護保険運営とサービスの質の向上」となっております。

42ページの5なんですけども、「重点的に取り組む事項」として、基本理念、基本目標の実現に向けて、「地域ケア会議の推進、地域包括支援センターの機能強化」、2としまして「在宅医療・介護連携の推進」、3としまして「認知症施策の推進」、4としまして「生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進」を重点に取り組む事項として決めました。

続きまして、44ページなんですけども、「施策の展開（体系図）」を記載させていただいております。

45ページから64ページまでは、基本目標1から3についての基本施策を掲げ、施策に基づいて行っている具体的な事業の事業内容、現状と課題、今後の取り組み、平成27年度、平成28年度の実績について記載させていただいております。

また、少しちょっと飛んでいただきまして、67ページからになるんですけども、67ページからは、4としまして「適切な介護保険運営とサービスの質の向上」として、基本目標4についての施策を記載し、介護保険サービス等の現状と第七期の平成30年度から平成32年度の期間のその見込み数を記載しております。やはり、認定者の方の増加が予想されますので、第七期の平成30年度から32年度にかけての見込み数は全体的に増加するというふうな見込みを立てさせていただいております。

続きまして、82ページになるんですけども、82ページについては介護保険サービスの基盤整備について記載させていただいております。

続きまして、83ページ、こちらは介護給付費の適正化についての事業を記載させていただいております。

続きまして、85ページ以降につきましては、具体的な第七期計画に基づく保険料の算出に必要な各サービスの給付費の見込みや地域支援事業の見込み量となっております。介護サービスの報酬単価に基づき見込み量の記載を行っております。認定者の方の増加、報酬単価の増加、平成30年10月から消費税の引き上げ、介護職員の方の処遇改善が予想されていることなどから、給付費等も増加するという見込みを立てさせていただいて、推計のほうさせていただいております。

続きまして、92ページから94ページにかけましては、「第5章 計画の円滑な推進」としての「計画の推進体制」についてということで、基本目標と次の94ページのところで介護予防・自立支援・重度化防止の取り組みに分けて記載させていただいております。

95ページ以降では、資料編としまして、用語の説明、計画策定等委員等の方の名簿、会議等の開催状況、大磯町地域ケア会議からの提言を記載させていただきました。

今、説明させていただきました計画案につきましては、平成29年11月15日から12月14日までの期間で実施させていただきましたパブリックコメント（意見募集）の結果も反映させていただいております。

意見募集の結果につきましては、説明資料の1ページから3ページのほうに内容のほう記載させていただいております。お二人の方から7件の意見のほういただきました。詳細は1ページから3ページのとおりとなっております。

続きまして、介護保険条例の見直しについて説明させていただきますので、説明資料のほうの4ページのほうをお開きください。

4ページの下段のほうなんですけども、大磯町の高齢者の方の数や高齢化率の推移と将来見込みについて記載させていただいております。

先ほどの計画案での説明と重複してしまいますが、平成29年から平成32年にかけて、人口・高齢者は横ばいで推移すると見込んでおりますが、前期高齢者の方——65歳から74歳までの方が減少し、逆に後期高齢者の方——75歳以上の方が増加すると見込んでおりますので、これに伴いまして高齢化率も増加するというふうな見込みを立てさせていただいております。

続きまして、5ページの上段のほうに移ります。

こちらのほうは、介護保険の認定のほうの要支援・要介護認定者の方の数の推移と見込み量となっております。先ほど説明させていただきました、後期高齢者の方の増加に伴いまして認定者の方も増加するというふうに将来見込みのほうを立てさせていただいております。このような状況を見込みまして、先ほども説明させていただきましたが、計画を3年に一度策定し、計画の期間である3年間の給付費等を算出しまして、第1号被保険者の方の保険料を制定することとなっておりますので、今回の介護保険条例の見直し、一部改正（案）の内容ですが、5ページの下段のところになるんですけども、「一部改正（案）の内容」としまして、案の1は、平成30年度から32年度における保険料の改定となります。

案の2としまして、法律等による改正になります。案の3につきましては、介護予防事業の利用料の改定となっております。

続きまして、6ページの上段のほうになります。

これにつきましては、介護保険料の改正の要因についてまとめさせていただいております。1つ目としまして、平成30年度に介護報酬の改定が行われる予定となっております。平均して介護報酬のほうが増となる予定となっております。2つ目としまして、平成31年の10月に予定されている消費税率の引き上げに伴う介護報酬の改定が予定されておりますので、それに伴う増を見込ませていただいております。3つ目としまして、後期高齢者の方の増による介護認定を受けられている方の増加を見込んでおります。4つ目としまして、要支援・要介護認定の方の増加による介護サービス利用の増加を見込ませていただきます。

続きまして、実際に改定させていただく保険料の内容についてですが、まず、保険料の

段階について説明させていただきたいと思います。

6 ページの下段と 7 ページの上段が保険料の段階となります。第六期同様に所得の低い方の負担を軽減するため、所得の多い方に多く負担していただくような段階設定を第七期でもとらせていただきます。6 ページの下段に記載にあります、第 5 段階が保険料の基準額となります。第六期は、済みません、左側のほうが第六期になるんですけども、こちらのほうが年額で 6 万 6,000 円でしたが、改定の要因を踏まえまして、第七期の保険料は 6 万 8,400 円とさせていただきます。第六期と第七期を比較しますと、3.6% の増となっております。また、第 1 段階の方の保険料の軽減措置についても、第六期同様に行わさせていただきます。

続きまして、7 ページの上段ですが、基準額以上の段階になります。こちらは町民税課税層の方の保険料となります。多段階制をとることにより、所得の高い方の負担を多くしております。

続きまして、7 ページの下段につきましては、案 2 としまして、法律等の改正による改正についての内容を載せさせていただいております。1 つ目としまして、介護保険料の所得段階の判定に用いる所得範囲の見直しとなっており、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除及び公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いることに改定させていただきます。2 つ目としまして、介護保険料の基準所得額の見直しとなっておりまして、介護保険料段階が町民税本人課税層に当たる第 6 ・第 7 ・第 8 及び第 9 段階の方の境目となる基準額をそれぞれ変更させていただき改定となります。3 つ目としまして、過料を科すことのできる範囲の見直しとなっておりまして、第 1 号被保険者の配偶者等から被保険者第 1 号 ・第 2 号を含む配偶者の方等へ拡大する改正のほうを行わさせていただきます。

続きまして、8 ページのほうになります。

こちらが案 3 の介護予防事業の利用料の改正についてになります。現行の条例につきましては、左側のほうになるんですけども、通所介護予防事業を利用される方から 300 円を徴収させていただいておりますが、新しく介護予防日常生活総合事業の開始に伴い、生活機能の低下が見られる方を対象として、3 カ月から 6 カ月の短期間で運動機能の向上や栄養改善を通いで行う短期集中型のサービスを利用される方から 300 円を御負担いただくように改正させていただきます。

今まで一般の介護予防を行っていましたが一般の介護予防につきましては、無料となる改定となります。

今説明させていただきました介護保険条例の見直しにつきましては、3月の議会において条例の一部改正の議案として提出させていただく予定となっております。

説明は以上になります。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 御苦労さまです。

介護保険条例の見直しにつきましては、議案として3月定例会に提出されます。これに基づいて質疑のある方。

渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 今説明された7ページの案2というのがあって、法律等の改正による改正って、いろいろ説明していただいたんだけど、もう1回ちょっと説明してもらえ。何かずっと聞いていたので、わかりにくかったんです。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課高齢福祉係長【片野剛志君】 福祉課・片野です。説明させていただきます。

案2の法律のところよろしいですか。

(渡辺順子君「はい」と呼ぶ)

○福祉課高齢福祉係長【片野剛志君】 まず、1つ目の介護保険料の所得段階の判定に基づく所得範囲の見直しにつきましては、今まで土地等を譲渡された場合に、その譲渡した所得も所得として介護保険料算定させていただいていたんですけども、その譲渡した土地の所得につきましては、それを控除した、差し引いた額から今度介護保険料のほうを算出させていただく形に変更させていただくものになります。2つ目につきましては、介護保険料の基準額の見直しになりまして、今まで第6段階と第7・第8段階、第9段階の境目となる基準が、それぞれ120万円、200万円及び300万円以下というふうに定めさせていただくように……

(渡辺順子君「120、何」と呼ぶ)

○福祉課高齢福祉係長【片野剛志君】 済みません、6段階の方が120万円未満の方というふうに改正させていただきまして、7段階の方が200万円未満の方、8段階につきましては300万円未満の方というふうに改正させていただくものになります。

続きまして、過料を科すことのできる範囲の見直しですけども、介護保険の事業を行うに当たって、今まで資料等の提出のほうを求めさせていただいていたんですけども、その資料等の提出に求めに応じなかった場合に、過料のほうを科させていただく規定となっているんですけども、その範囲が今までは第1号の被保険者の方のみだったんですけども、

これに第2号の被保険者の方も追加させていただく改正となります。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 今、これ新しいのが120万と200万と300万に変えたんですね、変更しますと言って、古い六期では、幾らだったか教えてくれる。

○福祉課高齢福祉係長【片野剛志君】 済みません、第7段階の方が、先ほど200万円未満というふうにお伝えさせていただいたんですけど、今までは190万円未満の方が200万円未満に変更になります。第8段階につきましては、290万円未満だったものが300万円未満に変更になります。

(渡辺順子君「6もあったよね、6は120万円と言ってた」と呼ぶ)

○福祉課高齢福祉係長【片野剛志君】 そうですね、120万円未満の方になります。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 以下と言ってなかった。

はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 済みません、補足で説明をさせていただきます。

説明資料の一番後ろに新旧の比較表ということでお示しをさせていただいているんですけども、そちらごらんいただくと少しわかりやすいかと思うんですが、第6段階の方につきましては、所得の120万円未満というところは変更なしなんですけれども、先ほど1つ目のところで御説明をさせていただきましたように、これは全ての所得段階のところでご該当になるんですが、土地を売って得た収益の部分が今までは所得としてみなされていたので、どうしても売った翌年の介護保険料が高くなるというのがあったんですけれども、それを算定しない形になりますので、その部分が含まれているのが第6段階の部分になります。ですので、120万円未満というところは変わりないです。

で、第7段階の方につきましては、今まで190万円未満のところ線引きをさせていただいていたのが今度から200万円未満というような形になります。この表でいきますと、下のほうになりますけれども、(7)のところですね。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 (7)、どこよ。

○福祉課長【植地直子君】 ごめんなさい。9ページ、一番後ろの9ページですね。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 説明の9ページ。

○福祉課長【植地直子君】 はい。9ページの(7)のところになるんですけども、まず、先ほどお話しした長期譲渡所得云々というところが(6)のところに含まれるような形になります。これは全てのところに該当する項目になりますが、抜き出しとしてはここ

に説明として入っております。

7段階に当たる部分、それが、右側が現行、左側が改正予定のところになりますけれども、右側のところで（7）のアのところアンダーバー190万とさせていただいているところ、左側200万となっております。

その次、下のところ（8）のところ、290というふうになっているところが、300というような形になっております。こちらのほうの改正をさせていただきまして、所得の基準のところを見直すというようなところで、今担当のほうで御説明をさせていただいたところになります。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 先ほど担当者の説明で、土地の譲渡ね、あれ控除をした部分を除いて、介護保険がかかるというふうに言っていたんですけど、今、植地さんの話だと土地を売買した金額に関しては一切かからないというようなことを言っているんだが、どっちが正しいの。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。

今までは所得の判定をするときに税の判定と違いまして、介護保険は譲渡して得た収入の部分というのを合計所得のところで見えていたところがあります。そうすると、当然所得が多いというような形になりますので、前の年の所得が多い。そうすると翌年の介護保険料を算定するときを使う所得というときに、見るときのところが高くなるというようなことになっていたんですけども、その部分を控除しますよということで、今まで、土地を売って得た収入で、その土地を売って得る収入というのが、災害による立ち退き等で土地を売買するというような御本人の意にそぐわないような収入というような場合にも介護保険料を算定するときにはもうそれは収入、所得とみなして介護保険料を算定していたんですけども、それではやはりちょっと現実にそぐわないだろうというところを踏まえた中で、そういったところはもう合計所得、介護保険の算定のために使う合計所得のところには入らないというようなところで、ちょっと幾つか控除をするための条件というか、具体的にはこの金額を控除します控除しますというのがばらばらであるんですけども、その算定をしたものを利用して介護保険料は賦課をしますというような形に変わりますというようなものになります。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 そうするとあれですね。1,000万で土地を売ったものは1,000万所得としてのるのではなくて、その中から引かれるものが幾つか、

いわゆる基準があつて、それ引かれるものを全部引いた中での残った部分をのせるという意味を言っているわけですね、今ね。

はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。

委員長の御説明が一番もしかしてわかりやすいかなと思います。はい、そういう説明です。

(発言する者あり)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員、はい、どうぞ。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 7ページの説明が余りにも何かすつと過ぎちゃったので、所得は聞きたいなと思ったんだけど、いやだからね、議場でやるとほら3回の制限とかあるじゃないですか、質問の回数。だからこういうところまで質問できないわけですよ、何回制限とかある。だから、ちょっと聞かないといけないんで、そういうのが制限なくなれば、もちろん議場で全部こういうこと聞けるかもしれないけど、ちょっとそういう制限があるので、聞いておきたいと思います。

それで、さっきはね、所得範囲の見直しとって長期とか短期とかって言うふうな説明がちらつとあつたじゃないですか、私メモによると、土地の譲渡所得について長期と短期があつてみたいなこと、ちょっとわかりにくかつたんで聞いたんですけど、それは、今回は何か全部控除をしなくなったということなんだけど、関係ないんですか、さっきの説明とは、違う。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。

今回のこの改正につきましては、介護保険に使う合計所得のところから、長期譲渡所得、それから短期譲渡所得に係る控除額を控除したのを使いますよという形に変わります。具体的に幾つか示されている例があるんですけども、例えば収用交換のために土地を譲渡した場合は、5,000万円を最大控除します、それから区画整理等のものであれば2,000万というような具体的に金額を幾つか示されているものがありますので、それを使った形で介護保険を算定するときの合計所得というのは見ますよというような形になります。

(渡辺順子君「いいですか、委員長」と呼ぶ)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 そういうすごくややこしいというか、いろんな複雑なところがあるので、はしょっちゃって簡単に私たちに説明しようと思つているの

かもしれないんだけど、そういうとこがわかんないとね、結局全部わかんないまま過ぎちゃうということなんです。だから、本当はもっとこういうものについて丁寧な資料とか説明が必要じゃないかと思うんです。わかんないだろうということではなくて、わかってもらおうと思って説明してもらわないと、私たちはわかんないまんま何か、何考えていいのかということになってしまうので、その辺をどうなんですか、皆さんとしては、説明の仕方として今後やっていく上で。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。

申しわけありません。ちょっと説明のところがなかなか細かいところまで届いていなくて申しわけありません。

資料につきましては、きょうは協議会のところでお示しをさせていただいているところになりますけれども、できるだけわかりやすいように、具体の例なんかも場合によっては示させていただいたほうがわかりやすいものもあるかと思しますので、ちょっとそこは工夫をさせていただきたいなと思います。ありがとうございます。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 ほかにございますか。

いい、はい。じゃあ、よろしいですね。じゃ、これをもちまして質疑を終了いたします。

議題（５） 大磯町教育研究所の移転について

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 よろしいですか。じゃあ次に、議題（５）の「大磯町教育研究所の移転について」を議題といたします。

送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願いします。

はい、どうぞ。

○学校教育課長【宮代千秋君】 学校教育課・宮代です。

それでは、大磯町教育研究所の移転ということを考えておりますので、その概要についてお手元の資料に基づいて説明いたします。

それでは、資料１枚おめくりいただきまして、１ページをお開きください。

「１．教育現場の現状」についてです。こちら、学校教育では、急激な社会変化に対応した人材育成が求められているところです。また、学校現場ではいじめや不登校など児童生徒指導上の対応、特別支援教育のさらなる充実も必要であります。

不登校の児童生徒の背景や家庭の状況も複雑化していることもありまして、児童生徒等

に対するサポート体制及び経験年数の浅い教員を中心とした教員の研修環境の充実も必要であります。

大磯町研究所では、これらの課題に対処するために、不登校児童生徒を支援するための適応指導教室や研修・研究、情報収集及び教育相談などの事業を実施しておりますが、今後さらなる充実が必要と考えております。

そこで、「2. 旧横溝千鶴子邸を整備活用」の説明に入りますが、研究所事業のさらなる充実拡大を図るために、現在空き家となっている旧横溝千鶴子邸を改修して、大磯町教育研究所を移転し、教育に関する相談、調査研究、研修及び情報の収集・提供事業等の総合的な拠点として整備活用を図っていくという予定であります。

「3. 今後の予定」についてですが、新たな大磯町研究所として機能強化も踏まえ、旧横溝千鶴子邸を改修するために、平成30年度は改築するために必要な設計を行ってまいります。そして平成31年度には、平成30年度の設計に基づき改修工事を行いまして、あわせて条例改正など教育研究所の移転、改修に向けての必要な準備を進めてまいります。

参考として、一番下の四角の枠の中に旧横溝千鶴子邸の土地建物の登記情報を記載しております。建物の床面積的には、現在の教育研究所の2倍程度の大きさとなります。

2ページをお開きください。

現行の大磯町教育研究所設置条例であります。今後、第2条の位置を改正する必要が出てきます。

3ページをごらんください。

現行の大磯町研究所設置条例施行規則であります。こちらは特に現在は改正する必要はないと考えております。

続いて、4ページをお開きください。

こちらは旧横溝千鶴子邸の位置図であります。

あと次のページからは、資料2として平成29年度の大磯町教育研究所の要覧を記載しております。

研究所の事業概要等が3ページから9ページにわたって記載しておりますが、説明のほうは省略いたします。

主な説明は以上になります。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、御苦労さまです。

渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 先ほど、建物の床面積が現在の教育研究所の2倍になるということのをうたったんですけど、それは詳しい平米数わかりますか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○学校教育課長【宮代千秋君】 学校教育課・宮代、お答えします。

今のこいそ幼稚園のところの中にあります教育研究所につきましては、床面積が121.20平方メートルであります。で、新しく移転する予定の旧横溝千鶴子邸につきましては、床面積が237.57平方メートルということであります。約2倍ということになります。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 床面積は2倍になるけど、横溝さんのところは2階建てで、今は平家になっていますよね、1階建てですよ。そうすると、やっぱり使い勝手というか、それは1階建てのほうが多分使い勝手がいいんだと思うんですけど、そういう点で何か、これは改築だから使いやすく改築していかなきゃ、普通の家として使っていたものと今の教育研究所はそういうつくりになって、全然つくりが違う目的でつくられている場所を、こういうふうに改築していくというところは、結構使い勝手としていい部分もあるかもしれないけれど、そういうところの何かコンセプトとかというのを改築に当たってどういうふうに考えてやられているのか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 コンセプトね。

○学校教育課長【宮代千秋君】 学校教育課・宮代です。コンセプトというか、実際の適応指導教室とか相談業務も行っておりますので、横溝千鶴子邸のほうに引っ越せば各部屋で相談業務ができたりとか、適応指導教室ができたりとか、各部屋を分散して機能を強化していくようなことができます。

また、教員の方々の研修も行っておりますので、例えば2階の部分を研修として教員が協議や会議を行っていく場としたりとか、その辺のところは今後いろいろ中のほうで教育委員会の中で詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 目的に合わせて部屋がね、個別の部屋が使えるというところがいいというふうな、使い勝手ができるのかと思いますけど、今、下のところでは何部屋あって2階で何部屋あるんでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○学校教育課長【宮代千秋君】 1階になりますけども、1階のほうは入って左側に以前使っておられた書斎がございます。そこの中に進んでいきますと、フローリングの部屋が1つ真ん中にありまして、奥の右側のところに昔の寝室がございます。あと2階に行きますと、特に部屋割はありませんので、2階に上がって、部屋割というか、2階に上がって西側に4畳ぐらいの茶室がありまして、東側にやはり4畳ぐらいのお部屋がございます。あとは台所も含めて大きな部屋が1つ、リビングになるんでしょうけども、1つあります。そのような状況になっております。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○教育部長【仲手川 孝君】 教育部長の仲手川です。お答えします。

わかりやすく申し上げますと、6LDK、6つの部屋にリビングダイニング、キッチンがあると、そういったところでございます。

(福祉文教常任委員会委員・渡辺順子君「2階に幾つある」と呼ぶ)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい。

○教育部長【仲手川 孝君】 教育部長の仲手川、お答えします。

下には居間が1つに、書斎と寝室が2部屋、ですから3間ございます。それプラス浴室がございますけども。2階部分は居間が1部屋、あと和室が2部屋で3部屋、それにキッチンがついていると、そういった内容になっております。

以上でございます。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 わかりました。ありがとうございます。これを有効に使っていただければいいと思うんです。設計図とかついていたらちょっと見やすかったかなと思うんです。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 ほかにございますか。

玉虫委員。

○福祉文教常任委員会委員【玉虫志保実君】 この土地のところのプラス2.87平方メートルというのは何なんでしょうか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○教育部長【仲手川 孝君】 教育部長の仲手川です。お答えします。

バルコニーの部分でございます。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 いいですか。玉虫さん。

○福祉文教常任委員会委員【玉虫志保実君】 いいです。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 じゃ、これをもちまして質疑を終了いたします。

次は、まだ半分やっと終わったところで、午後1時からまた再開いたしますので、よろしくをお願いします。

暫時休憩いたします。

(午後 0時01分) 休憩

(午後 1時00分) 再開

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 それでは、休憩を閉じまして再開とさせていただきます。

議題(6) 公私連携幼保連携型認定こども園サンキッズ国府の整備について

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 次に、議題(6)の「公私連携幼保連携型認定こども園サンキッズ国府の整備について」を議題といたします。

送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○子育て支援課保育園・幼稚園係長【田中恵子君】 子育て支援課の田中です。

それでは、「公私連携幼保連携型認定こども園サンキッズ国府の整備について」御説明させていただきます。

お手元の資料を御確認ください。

本日は、サンキッズ国府の整備に当たり、3点報告させていただきます。

まず1点目は、認定こども園整備事業補助金について、3月議会へ補正予算を計上させていただきますので、その御説明となります。

2点目及び3点目は、開園までの今後のスケジュールと工事の進捗状況について御説明するものになります。

それでは、1ページ目をお開きください。

認定こども園整備事業補助金について、当初予算からの変更点を中心に御説明させてい

たきます。

まず、1点目といたしまして、当初、町の歳出科目であります認定こども園整備事業補助金に対しまして、歳入として国の2つの交付金を見込んでおりましたが、そのうちの1つ文部科学省所管の認定こども園施設整備交付金を神奈川県所管の安心こども交付金事業費補助金へ切りかえて申請する必要が生じたので、予算の組み替え対応を行うものとなります。

2点目の変更点は、工事請負額になります。当初は概算の工事費から補助額を算出いたしました。設置運営事業者において実施した入札によりまして工事請負額が確定いたしましたので、改めて補助額を算出いたしました。

3点目の変更点としましては、補助基準額になります。平成29年度予算を計上する際、国の補助金交付要綱は平成28年度のものを用いしましたが、実際の交付申請に当たりまして、平成29年度要綱を用いて補助額を算出いたしております。

4点目の変更点は、案分方法になります。認定こども園の整備では、保育所部分と幼稚園部分を分けて考えなければならないのですが、それぞれの割合を算出する際、当初は園児の定員から案分率を算出いたしました。その後、新築工事内容、面積等が固まりましたので、国県の指導によりまして、面積案分の方法を用いまして補助額を算出いたしております。

以上の4点を踏まえまして、補助金額を算出し直した結果、当初予算と比較しまして歳入を382万7,000円増額し、歳出を223万6,000円増額とする補正予算を3月議会へ予算計上させていただきます。

なお、歳入歳出の当初と補正予算の比較表につきましては、記載のとおりとなりますが、結果的には歳出の増額分よりも歳入の増額分のほうが金額的に上回りますので、その分、町の一般財源からの持ち出しが159万1,000円減額となるものになります。

続きまして、裏の2ページ目をお開きください。

今後のスケジュールですが、2月下旬から3月上旬で県による現地確認を行い、その後施工業者から事業者、社会福祉法人恵伸会へ園舎が引き渡されることとなります。

また、議員の皆様へは3月下旬におきまして、福祉文教常任委員会協議会をお開きいただきまして、現地視察を行っていただきたいと考えております。そして、4月1日に開園というスケジュールで進めております。

続いて、サンキッズ国府の整備の進捗状況としましては、2枚写真を掲載させていただ

きましたが、現在建設中の園舎を上で北側から撮影したもの、下は南側から撮影したものになります。

もうじき外壁工事等が終了し、2月に入りますと内装工事及び駐車場部分の外構工事を中心に完成へ向けた作業を行っていくこととなります。

資料に基づく担当課からの説明は以上になります。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 御苦労さまです。

それでは質疑に入りますが、質疑のある方。

奥津委員。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 今説明お聞きしまして、入札額に基づく算出でいろいろと変わってきたと。町からの持ち出しも少なくなったというところまでは理解できました。

今後のスケジュールで、3月の下旬に現地視察を予定とございますけれども、いつも予算委員会の全説明のときに、委員会ごとに新規事業等のところに先に行くんですが、そこは日程的には2月の28日なんですけど、そこでは伺えないんですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 どなた、はい、どうぞ。

○子育て支援課長【瀬戸克彦君】 子育て支援課・瀬戸です。2月の28日ですとまだ工事のほう若干終わっていない状況にありますので、厳しい状況かと思えます。ですので、ちょっと別日程でお願いしたいというふうに考えております。

○福祉文教常任委員会委員【奥津勝子君】 じゃ、結構です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 ほかに。

渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 まず、1点目として、国の補助金から神奈川県心の安心こども交付金になったということなんですけど、これは理由としてはどういう理由だったんですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○子育て支援課保育園・幼稚園係長【田中恵子君】 子育て支援課・田中、お答えさせていただきます。

まず、平成29年度の認定こども園の整備に関しましては、国の考えが二転三転したという経緯がまずございます。

町では、平成27年度に認定こども園のあおぼとを整備、補助する際には、県のこちらの

安心こども交付金事業費補助金1本で対応させていただいている経過がございまして、平成29年度当初予算を担当課から上げる際には、この県の安心こどもの一本化で最初進めておりました。

しかしながら、28年の12月のちょうど復活要求のころに国の交付金を二本立てで厚労省の保育所等整備交付金と先ほどの幼稚園の部分は文科省の、こちらの2つの交付金で対応するよというということで、これは全国的な指示がございまして、そのように進めてまいりまして、昨年2月にこちら国の協議に入りまして、4月にまず内示ということで、補助額に対する内示を受けました。

そうしましたところ、厚労省の保育所部分は100%の補助ということで内示があったんですけれども、文科省のほうは64%に圧縮されるような内示となりましたもので、それでは町の持ち出し分が大幅にあるということで、県を通しまして再度協議に入りましたところ、神奈川県安心こどものほうの補助金がまだ残額があるということでしたので、認定こども園の幼稚園部分にのみ県の安心こどもで対応するという、こうした変更が生じたので、今回の組み替えという対応をさせていただきたいと思います。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 わかりました。それで、④なんですけど、定員案分から面積案分になって、ちょっと案分が変わっているんですけど、定員そのものは変わらないというふうに考えていいですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○子育て支援課保育園・幼稚園係長【田中恵子君】 子育て支援課・田中、お答えいたします。

もともとの105名の定員、保育所部分が75名、幼稚園部分が30名ということで、こちらの定員は変わりはありません。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 なし。これをもちまして、質疑を終了させていただきます。

議題（７） 大磯町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について

議題（８） 「大磯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の一部改正について

議題（９） 「大磯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の一部改正について

議題（１０） 「大磯町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の一部改正について

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 それでは次に、議題（７）の「大磯町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について」、議題の（８）の「大磯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の一部改正について、議題の（９）の「大磯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の一部改正について及び議題の（１０）「大磯町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の一部改正については、関連する条例であるため一括議題といたします。

それでは、送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。

それでは、御説明をさせていただきます。

まず、この３月の議会に議案として新規条例を１件、一部改正条例を３件御提出させていただき予定となったものにつきまして、概要を説明させていただきます。

今回提出させていただき条例の案につきましては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律、これが公布され、介護保険法の改正等に受け、平成30年1月18日に国の省令である指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、関係する条例の制定及び一部改正を行うものでございます。

関連する条例となりますので説明が重複いたしますので、一括して説明をさせていただきます。

まず、薄いほうの資料のほうをごらんいただければと思います。

こちらは新規の条例といたしまして、大磯町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例でございます。これは、要介護認定を受けている方のケアプランを立てる事業所に関する基準を定めるものでございます。

1 ページをごらんいただければと思います。

制定の趣旨・理由でございます。介護保険法の規定に基づき、これまで神奈川県条例に従って指定を受けていた居宅介護支援事業所について、保険者機能の強化という観点から、市町村の条例に基づいて事業を行っていただくことになりました。また、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護保険法が改正されたことに伴い、国の省令の改正も行われました。これを受けまして、町では国の基準省令、県のこれまでの基準条例を基本として新たに条例を制定するものでございます。

資料の2 ページ、制定の概要でございます。まず、1 点目として、制定する条例の案の名称は、大磯町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例とする予定でございます。次に、基準となる省令は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、こちらになります。

2 点目として、対象となる事業所でございます。事業名としては、居宅介護支援事業、いわゆるケアマネジメント事業で、要介護認定を受けている方のケアプランを立てる事業所となります。事業の概要としては、居宅介護サービス、例でいいますとデイサービス、ショートステイ、訪問介護や訪問看護などを御本人のお体の状態や家族の御意向をアセスメントして、その上でケアマネジャーがケアプランを作成し、さまざまなサービス提供をするために各事業所と連携し、調整を図る内容のものでございます。町内には、現在8事業所ございます。事業所の場所等につきましては、資料に記載のとおりとなっております。

3 ページ、4 ページにおきまして基準制定の類型をお示ししております。

基準の制定に当たっては、国が示す基準省令を参照し、地域の実情に応じて基準を定めることとされており、従うべき基準、参酌すべき基準が定められております。従うべき基準とは、必ず適合しなければならない基準であり、人員基準等はこれに当たります。参酌すべき基準は、地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容

を定めることができるものとなっております。

4ページにおきまして、条例の類型、厚生省令の該当条文をお示ししてございます。

5ページをごらんください。

こちらで基準の内容と独自に設ける基準について記載をしてございます。

町の独自の基準といたしましては、まず、1点目といたしまして、第3条で定める予定となっておりますが、資格が法人であることのほかに暴力団員等の排除を規定することを追加することとする予定でございます。本町では、平成24年4月に大磯町暴力団排除条例を施行しており、利用者が安心してサービスを利用できるよう、この条例の趣旨を踏まえた措置を講ずることができるように規定いたします。

次に、2点目として、第32条で規定する予定でございますが、記録の保存期間を5年間と定める予定です。国の省令では、記録の保存期間を2年間と定めていますが、事業所が、不適正な介護給付費の支給を受けた場合の給付費の返還請求をするための消滅時効は、地方自治法の規定で5年と定められており、書類の不存在により返還に応じられないというようなことがないようにするため、期間を5年と定めるものでございます。こちらは神奈川県条例においても、保存期間について5年と定められておりました。

また、この2点の独自事項につきましては、これまで町が定めている地域密着型サービスに関する条例についても同様に設けている事項となります。

次に、一部条例改正を行うものが3件ございます。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 長いようでしたら座ってどうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 ありがとうございます。

それでは、厚いほうの資料をごらんください。

表題でお示しさせていただいた3件の条例が一部改正となります。

まず、1件目、「大磯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」、こちらは要介護認定を受けている方が利用する地域密着型サービスに関する基準を定める条例です。

2件目、「大磯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」、こちらは要支援の認定を受けている方が利用する地域密着型介護予防サービスに関する基準を定めた条例です。

3件目、「大磯町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等

に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」、こちらは要支援を受けている方のケアプランを立てる事業所に関する条例です。

後ほどの資料の1、資料3、資料5の改正概要で重複する部分といたしましては、いずれの条例も地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律が公布され、介護保険法の改正等を受け、平成30年1月18日に国の省令である指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、関係する省令が改正されたため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、資料の1ページをごらんください。

大磯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の改正の概要でございます。

改正の概要については、先ほど御説明させていただいたとおりとなりますので、省略させていただきます。

ページ中段の2、改正内容をごらんください。

「(1) 専門職の資格要件の緩和」についてです。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護のオペレーター及びサテライト型看護小規模多機能型居宅介護の計画策定担当者の資格要件を緩和するものでございます。具体的には、これまで利用者の処遇に支障がない場合に、看護師、介護福祉士との連携が確保されていることが前提となりまして、訪問介護計画書を作成するサービス担当責任者としての経験年数が3年以上の従業者もオペレーターとして充てることが可能とされていましたが、この経験年数が1年に短縮されます。

「(2) 人員配置等の緩和」についてです。

各事業所における人員配置等について、時間的制限、事業所間及び施設間による職種の兼務を緩和します。具体的には、オペレーターについても日中と夜間、早朝におけるコールの件数にさほど差がないことから、日中についてもこれまで夜間のみ可能であった同一敷地内の事業所の職員が兼務を認められるようになります。ただし、利用者へのサービス提供に支障がない場合というのが前提となります。電話転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時対応できる体制を構築し、必要な対応ができると認められた場合ということがこの要件になります。

また、各事業所における介護・医療連携推進会議の開催頻度について見直しがされました。一例としては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の介護・医療連携推進会議の開催

回数について、年に4回から年に2回に変更が行われます。

「(3) 共生型地域密着型通所介護の創設」についてです。

新たに創設される内容となります。障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所で、地域密着型通所介護の基準を満たしていれば、介護保険制度の共生型通所介護の指定を受けられるものとします。人員基準、設備基準等は、地域密着型通所介護等の基準を準用します。

また、療養型通所介護事業所においては、障害福祉サービス等である重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等を実施していますが、さらに地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進する観点から、定員を9人から18人に変更をします。

2ページをごらんください。

「共用型認知症対応型通所介護事業所の利用定員の見直し」についてです。

共用型認知症対応型通所介護事業所の利用定員については、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を「1施設当たり3人以下」から「1ユニットごとにユニットの入居者と合わせた合計を12人以下」に見直すということとします。

「(5) 介護医療院の創設」についてです。

介護医療院の創設に伴い、関係する規定に名称が追加修正されます。これは後ほど資料3で御説明する改正条例と重複する内容となります。一例として、協力医療機関等を規定する条項において、これまで介護老人福祉施設、介護保険施設、病院等となっていたところに新たに介護医療院が追加をされます。

「(6) 身体拘束等の適正化に関する措置」となります。

こちらも後ほど資料3で御説明する改正条例と重複する内容となります。入所または入居する介護サービス、介護予防サービスに共通する事項となります。身体拘束については、利用者の生命または身体を保護する緊急やむを得ない場合を除き行ってはならないということになっています。そのため、身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について介護従事者あるいはその他の従業者に周知徹底をすること、指針を整備すること、研修を定期的実施することなどを定めます。

「(7) 地域密着型介護老人福祉施設における緊急対応の義務付け」についてです。

地域密着型介護老人福祉施設、こちらは定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームでございます。こちらにおいて、入所者の急変に備えるため、配置医師による対応方針等

の作成を義務づけします。

「(8) サテライト型看護小規模多機能型介護事業所の創設」。

新たにサテライト型の看護小規模多機能型介護事業所の基準が創設され、人員配置等の基準を規定し、また、関係の規定についても追加修正をします。

利用登録定員については18人以下といたします。

「(9) 医療病床等から転換による介護保険施設の整備特例期間の延長」でございます。

医療病床等から転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設した場合の食堂、機能訓練室の整備基準の特例期間を平成36年3月31日までに延長をします。

(10) 介護療養型医療施設または医療療養病床から特定施設入居者生活介護——こちらは有料老人ホームのことでございます——と医療連携機関の併設型に転換する場合の緩和でございます。

介護療養型医療施設または医療療養病床から地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）と医療連携機関の併設型に転換する場合、生活相談員、機能訓練指導員及び計画策定担当者の配置及び浴室、お手洗い、食堂の設備について緩和措置を設けます。

「(11) その他」、条項等のずれが発生しておりますので、条文の整理を行います。

条例の施行日は、平成30年4月1日となります。

資料3ページから31ページにつきましては、改正項目の新旧の比較表でございます。

次に、32ページ、こちらをお開き願います。資料の3でございます。

大磯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の改正の概要でございます。改正の概要については、重複いたしますので省略いたします。

ページの中段の2の改正内容をごらんください。

共用型介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員の見直しについてです。

要支援認定者の方の利用についての規定となります。こちらにつきましては、先ほど資料1のほうで御説明をさせていただきました内容と重複いたしますので、省略いたします。

「(2) 介護医療院の創設」についてです。

介護医療院の創設に伴い、指定地域密着型介護予防サービスにかかわる規定、こちらについても、名称の追加修正が行われます。

「（３）身体拘束等の適正化に関する措置」となります。

要支援２の方が利用できる指定地域密着型認知症対応型共同生活介護、こちらグループホームの規定が対象となっております。身体拘束等の適正化を図るための対策検討委員会の開催、指針整備、定期的な研修の実施などは、さきに説明させていただいたものと同じ内容となります。

この条例につきましても、条例施行日は平成30年４月１日でございます。

33ページから38ページ、こちらが改正項目の新旧比較表でございます。

39ページをごらんいただければと思います。

こちら資料の５でございます。大磯町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例についてでございます。

こちらは、要支援の認定を受けている方のケアプランを立てる事業所に関する条例でございます。

「１．改正概要」、こちらは他の一部条例改正と重複いたしますので省略いたします。

「２．改正内容」です。

「（１）障害福祉制度の相談支援専門員との連携」についてです。

障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険のサービスを利用する場合等におけるケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護予防支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確に規定するものです。

「（２）公正中立なケアマネジメントの確保」についてです。

利用者との契約に当たり、利用者やその家族に対して、ケアプランについての説明を行い、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることが可能であるということ等を説明するということを義務づけます。

「（３）医療と介護の連携強化」についてです。

まず、アでございます。入院時における医療機関との連携の促進です。

指定介護予防支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院する必要がある場合には、担当のケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼をすること等をルール上義務づけます。

次のイでございます。平時からの医療機関等との連携の促進です。

利用者が医療系のサービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めることとされていますが、意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付するということが義務づけられます。

また、訪問介護事業所等から伝達を受けた利用者の口腔——お口の問題に関する問題ですとか服薬の状況、モニタリングの状況等にケアマネジャー自身が把握した利用者の状況等について、主治医等に必要な情報伝達を義務づけるものになります。

こちらの条例についても、条例の施行日は平成30年4月1日でございます。

41ページから新旧の比較表のほうをつけさせていただいています。

資料の後ろに参考資料の1といたしまして、A3サイズの資料をつけさせていただきました。こちら44ページになりますが、介護保険事業所の指定に関する条例及び省令についてを図で示させていただいています。

今回の一部条例改正に関する部分については、真ん中の町の条例、それから上から3つの枠でお示し、まず1つ目のところが、地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、その次が、こちらが予防の方の同じ形態の条例、その次が、指定のケアプランを要支援の方に立てる事業所のための条例ということになっております。

その次、上から4つ目のところが新規で制定をさせていただく予定の条例となっております。

また、45ページ、こちら資料の2といたしまして、介護保険事業の内容と各事業に該当する町内の事業所の一覧を添付させていただいています。

3月の議会で御提出をさせていただく予定になっている新規条例及び一部条例改正につきましての説明は以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 御苦労さまでした。

本議題は3月議会の定例会に提出される予定になっておりますが、特に確認が必要という方の挙手をお願いいたします。

渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 まず、資料1の1ページと2ページにわたって……

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 厚いほう、説明資料のほうですか。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 そうそう、厚いほう。今説明受けたほうの説明資料の厚いほうの1ページから2ページまでに改正内容が11項目入っていますけれども、

この説明が、例えばさっき聞いた介護医療院の創設は資料3にありますとかということでした。この資料がどこにあるか、ちょっと教えてください。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。

御説明させていただきます。

こちらにつきましては、まず、資料の1のところの2ページの(5)のところ、介護医療院の創設ということでお示しをさせていただいております……

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 これだから、ごめんなさい、ちょっと。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 介護医療院だけじゃなくて、資料のどこにあるかを知りたいんです。

○福祉課長【植地直子君】 資料3のほうで。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 うん、3だけじゃなくてね。

○福祉課長【植地直子君】 新旧比較表で見ていただくと、いろいろなところに出てきているんですが。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 あっそう。じゃ、ちょっと待って。はい、いいです。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 ちょっと待ってください。いいの。

じゃ、渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 そうすると、この改正内容が1から11まであるんだけど、この資料がこれ多分資料1でしょう。この資料の2の条例の何条というところを見ると、それがわかるということね。この条文が書いてあるのはね。このだから、それは1から4まではそれでわかると。それで、5になると資料3でわかるということなんですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 ごめんなさい、説明の仕方が下手でした。

それぞれのこの介護医療院という言葉が追加をされるのは、条例の1つ目の条例のところでも出てきますし、2つ目の条例のところでも同じような該当項目のところでは出てくるということでの御説明になります。

例えばなんですけど、新旧比較表の5ページを見ていただくと、一番上のところにこう

いうふうに介護医療院ということで出てきて、現行ではないので、現行のところでは新設というふうに出てくるんですね。

そういった箇所がこの改正案のほうを見ると何か所も出てくるという、同じように資料3のほうについてきている新旧比較表のほうでも、新たに連携する先として、介護医療院という今までなかった名称の施設ができたことに伴って追加をされているというのが出てくるというところになりますので、35ページを。

(渡辺順子君「7条か、7条のどこね」と呼ぶ)

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 ああ、ここの改正内容のどこね。一番後ろに第7条とか第48条、第193条と書いてありますが、これを見るとよくわかることになっている。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 そうそう、何ページですと言ってくれと見やすいかなと思ったの。探すときにほら大変じゃない。だからこの項目については何ページ見てくださいと言われると、そこを見ればいいので。

○福祉課長【植地直子君】 ごめんなさい。そういう説明ではなかったです。見ていただくとこの改正案のところに該当の条項がありまして、そのところに追記がされているというような状況になります。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 ほかにはございますか。

なければ質疑を終了いたしますが、よろしいでしょうか。

はい、渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 1ページの改正内容の(4)のところ、ユニット型というのが出てきますよね。これ、「1施設当たり3人以下」から「1ユニットごとにユニットの入居者と合わせた合計を12人以下」に見直す」ということなんですけど、この福祉施設自体には何ユニットというのは決まっているんですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。お答えします。

基本的には多いところでも3ユニットだと思うんですが、大磯町内というか、ここの近隣のところだと、大体2ユニットというところが現実的には多いかなというように認識をしています。

以上です。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 そうすると、例えば2ユニットだとこれは何人になるわけ。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。お答えいたします。

ここの文言がすごく解釈が難しいところではあるんですけども、一つの共用型の認知症対応型の通所介護というところに施設の食堂ですとか、そういうところを共用して利用をするよということに設定になっているよというのが、この共用型という認知症対応型通所介護の事業所なんですけれども、そこに対して一つの施設当たり3人以下しか来れませんよというお話だったんですけども、それが、それぞれのユニットの入居者と共用型のほうのデイサービスのほうを合わせた人数の合計が12人までですよという形になるので、もともとのデイサービスだけの利用者の人数によって、ユニットから来れる人数というのが少し変わってくる。合計が12人ですよという考え方に変わりますということのようなんです。

これが申しわけないんですけども、1月18日に省令の改正があったので、最終的な文言の修正というのが確定をしているものではないんですけども、考え方としてはそういう考え方。

もう一度ちょっと、デイサービスのほうの事業所のほうの人員がどれぐらい来ているかというところがまずあるんですけども、そもそもそこはマックス12人なんですけど……

(渡辺順子君「デイサービスが」と呼ぶ)

○福祉課長【植地直子君】 それぞれ事業所によって定員は決まっているんですけど、ルール上12人以下ですよというふうにここで定められています。そこに対して、じゃあ、施設を共用している、もう入所をするようなところから何人来れますかというところのマックスが12人です。今までは来れるのが、デイサービスに来ている人数云々ではなく、とにかく3人までですよというのが、その人数の幅が変わったことによって、入所のほうから来れる人というのが少し変わってきますよという考え方のようです。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 じゃあ、デイサービスを受けている人が、例えば12人以下と決められていると、そこで何人かというのは具体的に言うとどういう感じになる。それによって3人以下じゃなくても、もっと入ることができますよということでもいいのかな。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。デイサービスを利用している方のほうを主に考えるということになりますので、そこに対して来れる人数が変わってくる。今議員おっしゃったように、一緒にできるように幅が持たせることができるようになったというようなのが本当にかみ砕いた言い方になるかと思うんですけども、あきがあれば利用できる人数のボリュームというんですかね、それがふえるというところになります。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 じゃ、あきがあるので、利用者も少し多目に来ることができるようになって、利用したい人にとってはちょっといい、今まで利用できなかったものよりも少しふえるんだけど、そこにいる人の対応する職員とか、そういう人のところのケアはちゃんとしているんですか。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。お答えします。

まず、認知症対応型のデイサービスというところが、比較的規模の小さいデイサービスというようなどころが多いので、そのもともとの定員というのがもちろんありますので、そこに対応するよというような形の中での対応になりますので、ボリュームがふえてしまうと、定員よりもオーバーしてしまうということとはちょっと考え方が違ってくるかと思えますので、そこはケアのしてくれる人というのはきちんと対応ができるというような考え方に基づいた中での緩和という形になってくるかと思えます。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 じゃ、済みません、職員の人数というのは決まりがあるんですか、何人というの。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○福祉課長【植地直子君】 福祉課・植地です。各サービスごとに配置する人数、職種というのはそれぞれに決まりがありますので、そのサービス基準に基づいた配置、上乘せの基準ということではなくて、最低ここまでは配置をなさいよという基準が定められていますので、それは各サービスごと、異なりますので、それは定められているのがこの条例の中に全て含まれているような形になります。

○福祉文教常任委員会委員【渡辺順子君】 わかりました。

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 よろしいですか。なければ終了いたします。

議題（11） その他

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 それでは、その他として委員から特に御意見がなければこれをもって終了いたしますが、何か御意見ございますか。

実は、私のほうからちょっと、先ほど、きょう1日協議会やらせていただいたんですが、委員の中からはなかなか頭の中に入らないということで、一度、もう一度勉強会をしたいという意見が多数ございますので、できれば2月の2日、もしくは2月5、6、7のうちどちらか、資料が配られる前にちょっと勉強会をしたいと思います。

（発言する者あり）

○福祉文教常任委員会委員長【片野哲生君】 1回閉めますから、日程はその後調整します。

じゃあ、これをもちまして福祉文教常任委員会協議会を閉会いたします。御苦労さまでした。

（午後 1時53分） 閉会
